

I 厚生労働行政に係る環境保全のための施策

(1) 地球温暖化問題に対する取組

① 関連分野における温室効果ガス削減の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 厚生労働省所管業種において自主行動計画を策定し、その業種の特성에応じた省 CO2 対策を講ずる。</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 各団体担当者及び有識者からなる会議を定期的に行い、各団体が作成した低炭素社会実行計画について、ヒアリングその他の方法により実施状況を調査した上で評価を行い、計画の着実な実施を図る。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成 26 年 3 月 3 日に開催した第 7 回会議における、日本生活協同組合連合会、日本製薬団体連合会、日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会及び日本医療法人協会へのヒアリングに基づき、計画の実施状況について評価を行った。</p> <p>○ 平成 27 年 3 月 12 日に第 8 回会議を開催し、日本生活協同組合連合会、日本製薬団体連合会、日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会及び日本医療法人協会へのヒアリングを実施した。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 【生協】</p> <p>目標は、商品供給高（売上高）1 億円当たりの CO2 排出量を原単位として、平成 20 年度から平成 24 年度までの平均 CO2 排出量（原単位による排出量）を基準年度（平成 14 年度）年比 4%削減することであるが、評価期間の平均は 4.3%減となり、目標を達成した。</p> <p>今後は、エコストア・コンセプトの好事例の普及や、店舗事業における省エネ対策ごとの効果の大きさについての検証が期待される。</p> <p>○ 【製薬】</p> <p>目標は平成 20 年度から平成 24 年度の平均 CO2 排出量を基準年度（平成 2 年度）実績以下にすることであるが、評価期間の平均は、基準年度比 6.5%増となり、目標を達成することはできなかった。なお、東日本大震災がなかったと仮定した場合は基準年度比 0.5%減となっており、目標が達成できなかった要因としては、震災による排出係数の悪化が大きいと考えられる。</p> <p>今後は、省エネ設備の導入促進のため、費用対効果の高い対策を把握することも有益と考えられる。</p> <p>○ 【病院】</p> <p>目標は、平成 19 年度から平成 24 年度までの間、延床面積当たりの CO2 排出量を前年度比 1.0%減とすることであるが、</p>

	<p>平成 24 年度実績は、平成 23 年度比 1.9%減となり、目標を達成した。なお、基準年度（平成 18 年度）比では 17.9%減となり、評価期間を通じて積極的に取組を実施した成果が現れた。</p> <p>今後は、どのような設備投資をすればどの程度の省エネ効果があるかを示した病院タイプ別の省エネモデルを作成し、設備投資を誘導することも有益と考えられる。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ それぞれの業種ごとに定めた低炭素社会実行計画の目標を達成するため、定期的にフォローアップを行っていく。</p>

② 水道施設における地球温暖化対策の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 水道事業における電力消費量の削減を推進する。 ・ 指標：給水量当たりの電力使用量 ・ 目標値：水道施設における単位水量当たり電力使用量を 10 年間で 10%削減する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律 49 号）の適切な運用。 ○ 施設の更新期にあわせた環境保全対策に係る施設整備の推進。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、一定量以上の電力を使用する事業場はエネルギー使用量等の定期報告などが義務づけられているところである。給水量当たりの電力使用量は、平成 24 年度末で 0.502kWh/m³（平成 23 年度より給水量 1m³ 当たり 0.002kWh の増加）</p> <p>○実績値</p> <p>（平成 24 年度末） 0.502 kWh/m³ （平成 23 年度末） 0.500 kWh/m³ （平成 22 年度末） 0.503 kWh/m³ （平成 21 年度末） 0.510 kWh/m³ （平成 20 年度末） 0.505 kWh/m³ （平成 19 年度末） 0.508 kWh/m³ （平成 18 年度末） 0.509 kWh/m³ （平成 17 年度末） 0.510 kWh/m³ （平成 16 年度末） 0.499 kWh/m³</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 給水量 1m³ 当たりの電力使用量は、ほぼ横ばいの傾向を示している。</p>
<p>4 今後の方向性 （見直しの方向性）</p>	<p>○ エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく「特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」を平成 22 年 4 月に改定しており、引き続き、給水量当たりの電力使用の抑制に努めるよう指導等を行っていくこととする。</p>

③ 時間外労働の削減等による温暖化の防止

<p>1 目標</p>	<p>○ 時間外労働の削減・効率的な業務推進などで企業内での「働き方」の見直しにより、地球温暖化対策を推進する。 ・指標：所定外労働時間数(厚生労働省「毎月勤労統計調査」)</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 所定外労働の削減 ○ 「ノー残業デー」の導入・拡充</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)について、労使の自主的な取組による所定外労働の削減を促すため、労使の関係団体等に対する周知・啓発を行った。</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主やその団体に対する支援や助言・指導等を実施した。</p> <p>○ 平成25年度の所定外労働時間数は年間151時間で前年度と比べ76時間増加した。(総実労働時間は前年度と同水準)。</p> <p>○実績値 (平成25年度); 151時間(総実労働時間数 1,794時間) (平成24年度); 145時間(総実労働時間数 1,794時間) (平成23年度); 144時間(総実労働時間数 1,798時間)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 所定外労働時間数は、平成19年度から2年連続で減少した後、金融危機からの景気回復の影響や経済の好循環が動き始めたこと等により平成22年度以降、増加傾向にあることから、引き続き、一層の所定外労働の削減に向けた取組が必要である。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、労働時間等見直しガイドラインの周知・啓発等を図るとともに、業種、企業の特性に応じたきめ細かな支援の実施や、年次有給休暇の取得率が低い業種や恒常的な長時間労働の実態がみられる業種等への助成の重点化を図るなど、企業内での「働き方・休み方」の見直しを推進する。</p>

(2) 生物多様性の保全のための取組

① 医薬品等分野における生物多様性の確保の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 医薬品等分野において生物多様性の確保を図る。 ・指標：第一種使用等(開放系での使用等)に係る承認件数、 第二種使用等(閉鎖系での使用等)に係る確認件数</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の適正な製造等の確保(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)の適正な運用)</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 医薬品等について、平成25年度内に新たに行われた第一種使用等に係る承認の件数は0件、第二種使用等に係る確認件数は26件であった。これにより同年度末における累計数は、第一種使用等に係る承認の件数1件、第二種使用等に係る確認の件数は207件となった。</p> <p>○ 平成25年度末の製造業者等からの遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の製造状況に関する報告数は110件であった。</p> <p>(注) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用等に係る承認申請中又は第二種使用等に係る確認申請中に年度報告を提出している製造販売業者があること、第二種使用等に係る確認を要しない遺伝子組換え生物を使用する場合であっても年度報告の提出が必要となる場合があることなどから、上記の数字は必ずしも一致しない。</p> <p>○現状</p> <p>第一種使用等に係る承認件数； 0件(平成25年度) ； 0件(平成24年度) ； 0件(平成23年度)</p> <p>第二種使用等に係る確認件数； 26件(平成25年度) ； 19件(平成24年度) ； 15件(平成23年度)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 医薬品等の分野において、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、医薬品等の分野においても遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性の保全を図っていくこととする。</p>

② 里地里山の保全と持続可能な利用

1 目標	<p>○ 森林整備や保全に繋がる、林業労働力を確保・育成することにより、里地里山の保全による生物の多様性を図る。</p> <hr/> <p>【施策の柱】 ○林業の就業を支援する講習会の実施</p>
2 進捗状況・実績	<p>○ 林業等に関する職業講習会・就職ガイダンスを年5回開催した。参加者137人の就職相談を行い、就職率は13%であった。</p> <p>○ (指標；平成24・25年度は職業講習会・就職ガイダンス参加者、23年度は林業事業体共同説明会参加者の就職率(%))</p> <p>実績値 ⇒ (平成25年度)；13% (平成24年度)；13% (平成23年度)；13%</p>
3 評価・課題	<p>○ 林業に関する職業講習会・就職ガイダンス等の就職率については13%と一定の成果を見せていることから、生物多様性の保全のための取組として効果的であった。</p>
4 今後の方向性(見直しの方向性)	<p>○事業の改廃にともない終了とする。</p>

(3) 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

① 生活衛生関係事業者による環境配慮の取組みの推進

1 目標	<p>○ 旅館・飲食・食肉関係事業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。 ・指標：旅館・飲食・食肉関係事業者による食品環境資源の再生利用等による実施率の割合(%) ・目標値：平成28年度に40.0%(対象：全事業所)</p> <p>○ 生活衛生関係事業者による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)の適正な運用)</p> <p>○ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ。</p>
------	---

<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 全国生活衛生営業指導センターにより平成 15 年度に策定された「生活衛生関係営業者における再生利用事業実施のための指針（食品リサイクル推進指針）」により、推進を行ってきた。 生衛業の各営業者は、多種多様な食品廃棄物が少量かつ分散して発生しており、平成 25 年度の再生利用実施率は 33%（推計値）にとどまっている。</p> <p>○（指標：旅館・飲食・食肉関係営業者による食品循環資源の再生利用等による実施率の割合（%）） 実績値⇒（平成 25 年度）；33% （平成 24 年度）；31% （平成 23 年度）；30%</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 食品リサイクル推進指針では、都道府県生活衛生営業指導センターを中心に、食品関連事業者、再生利用事業者、特定肥飼料等の利用事業者の 3 者の連携による食品リサイクルが推進されるよう「食品リサイクル地域推進会議」を設置することで、生活衛生同業組合等が再生利用事業計画を策定する支援を行うこととした。</p>
<p>4 今後の方向性 （見直しの方向性）</p>	<p>○ 振興指針の見直しを行い、食品リサイクルの実施率の向上を図る支援を行う。都道府県生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合が中心となって、行政の取組への協力、地域の取組の促進、個別の営業者への啓発普及を行い、地域における零細事業者である生衛業者が少しでも多くこの取組に参加する動きをするよう支援していきたい。</p>

② 医薬品・医療機器製造販売業者等による環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 医薬品・医療機器製造販売業者等による容器包装等の再資源化の向上を図る。 ・指標：日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量 ・目標値：平成 27 年度で 10,300t（平成 12 年度比 35.0%）</p> <p>○ 医薬品製造販売業者等による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p>
-------------	--

	<p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)の適正な運用 ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の適正な運用 ○ 密閉型蓄電池を使用する医薬品製造販売業者等に対する自主回収及び再資源化への支援(資源有効利用促進法に基づく主務大臣の認定) ○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1 目標」に掲げる法律の適正な運用について、逐次、事業者団体及び関係省庁と連携して、施策に取り組んだ。 また、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及びエコプロダクツ大賞推進協議会が主催する「エコプロダクツ大賞」に関係省庁と連携して参画し、医薬品製造販売業者等の3R活動及びエコプロダクツの普及を支援している。 ○ なお、医薬品製造販売業者等の加盟団体の一つである日本製薬工業協会は自ら環境報告書を作成するとともに、日本製薬団体連合会は加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量を平成27年度までに35%まで削減(平成12年度比)すること等を目標としている。 ○ 日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量は、平成25年度実績では5,000tであり、17.0%まで削減(平成12年度比)しており、更なる削減への取組が期待される。 ○実績値 (平成25年度) ; 5,000t (平成12年度比 17.0%) (平成24年度) ; 6,700t (平成12年度比 22.8%) (平成23年度) ; 8,400t (平成12年度比 28.6%) ※実績値は日本製薬団体連合会傘下の日本製薬工業協会、日本OTC医薬品協会、日本ジェネリック製薬協会及び日本漢方製薬剤協会加盟企業の調査結果に基づいている。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業者である医薬品製造販売業者等の環境配慮における取組には遅れがみられることから、その推進に努める必要がある。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に配慮した率直的な取組例などを医薬品製造販売業者等に情報提供していくとともに、これら事業者の取組の進捗状況を把握していくことに努める。

③ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境対策関係法令の遵守を促す。 ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等設置者による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の遵守 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の遵守 ○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に対して送付した、「厚生労働省における環境配慮の方針」(平成19年7月26日環境対策推進本部決定)にそって、環境に配慮した経営に向けた普及啓発を行ったところである。 ○ 「病院における省エネルギー実施要領」(平成20年3月)を定め、本実施要領を活用した省エネ等のエネルギー管理の取組について、病院関係団体に協力を依頼したところである。 ○ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)における特定事業者に定められている厚生労働省所管の独立行政法人は、平成25年度の環境報告書を作成・公表したところである。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「厚生労働省における環境配慮の方針」を医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に送付し、各施設における事業活動上の環境配慮の取組普及を依頼したことにより、環境配慮の意識も進みつつあるものと思われるが、各施設の所轄庁の大部分が都道府県等であるため、取組状況の実態把握が困難な状況である。 ○ 平成17年4月の環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の施行から8年が経過し、事業者の環境配慮に対する意識はかなり高まってきていると思われるが、環境報告書の公表を行っているのが依然として大企業者が主であること等を鑑み、一層の意識高揚が必要と思われるため、環境配慮の状況の公表の方法に関する情報の提供等、事業活動における環境配慮の取組普及に努める必要がある。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き環境に配慮した率直的な取組例等を都道府県等に対して情報提供していくとともに、取組状況の実態に関して都道府県等からの情報提供を促す。 ○ 今後も積極的な情報提供等を通じて、継続的に普及、啓発活動に努める。

④ 厚生労働省所掌の事業者(独立行政法人, 公益法人等)による自主的な環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 厚生労働省所掌の事業者（独立行政法人、公益法人等）による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成 25 年 4 月省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定「夏季の省エネルギー対策について」、平成 25 年 11 月同会議決定「冬季の省エネルギー対策について」等を周知し、環境に配慮した取組例などを情報提供し、これらの取組について、積極的に推進するよう要請している。</p> <p>○ 環境配慮契約、グリーン購入及び環境報告書に関する周知することで、環境に配慮した取組を促している（※）。</p> <p>○ 各職員に対して継続的にグリーン購入の意識を促すため、物品調達の際に提出する様式に、グリーン購入法適合の有無についてチェックする欄を設けている。</p> <p>○ ホームページにおいて、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」、「環境物品等の調達実績の概要」及び「特定調達品目調達実績取りまとめ表」を毎年作成・公表している。</p> <p>○ 法人の自主的な取組としては、以下のようなものもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙類の使用量の削減。 ・ 水栓には、節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する ・ 毎月、光熱水量をとりまとめ、各部署の担当者による省エネプロジェクトや部長等会議に報告を行い、エネルギー使用の抑制に関する注意喚起を行っている。 ・ スイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など、エネルギー使用量の抑制。 <p>（※一部の法人に対して行っているものである。）</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 団体職員に対して環境配慮の重要性を啓発するなど、所管法人における環境配慮の取組も浸透してきているが、法人によって取組み具合にはばらつきがあるため、引き続き一層の取組推進を図っていく必要がある。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、所管法人に自主的な環境配慮の取組を促すとともに、その取組の進捗状況を把握していくこととする。</p>

⑤ 水道施設における廃棄物・リサイクル対策の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 浄水汚泥の有効利用を推進する。 ・ 指標：浄水発生土の有効利用率(%) ・ 目標値：100%</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 浄水汚泥の循環的利用の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう助言を行っている。平成23年度末で、浄水汚泥の有効利用率52%であった。</p> <p>○ 実績値 (平成24年度末) ; 55% (平成23年度末) ; 52% (平成22年度末) ; 72%</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 東日本大震災によって発生した福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質が浄水発生土から検出された影響などにより、浄水発生土の有効利用率は低下したが、平成23年度から平成24年度末にかけて3ポイント増加している。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう指導等を行っていくこととする。</p>

(4) 水環境保全に関する取組

<p>1 目標</p>	<p>○ 水道広域化、漏水対策、用途間転用等により、水資源の有効利用を推進する。 ・ 指標：有効率(%) (=年間有効水量/年間給水量) ・ 目標値：95%</p> <p>○ 流域関係者と連携し、取排水システムの再編等良好な水道水源の確保に努める。 ・ 指標：原水良好度(有機物(TOC)の水道原水における水道水質基準達成率(%)) ・ 目標値：前年度以上</p> <p>○ 所要の施設整備を行い、安心・快適な水道水を供給する。 ・ 指標：水道普及率(%) ・ 目標値：前年度以上</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 水道広域化、水道水源開発、未普及地域解消、老朽管布設替、高度浄水処理施設整備等に係る技術的・財政的支援措置</p> <p>○ 原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上</p>
-------------	--

<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 有効率、原水良好度及び水道普及率の向上のため、国庫補助事業等により、水道広域化施設・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等を行った結果、平成24年度末で、上水道事業の有効率は92.8%、原水良好度は97.0%、水道普及率は97.7%となった。</p> <p>○ 実績値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道広域化、漏水対策、用途間転用等により、水資源の有効利用を推進する。 (平成24年度末) ; 92.8% (平成23年度末) ; 92.4% (平成22年度末) ; 92.9% ・ 流域関係者と連携し、取排水システムの再編等良好な水道水源の確保に努める。 (平成24年度末) ; 97.0% (平成23年度末) ; 96.8% (平成22年度末) ; 96.3% ・ 所要の施設整備を行い、安心・快適な水道水を供給する。 (平成24年度末) ; 97.7% (平成23年度末) ; 97.6% (平成22年度末) ; 97.5%
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 前年度比で、有効率は0.4ポイント増加、水道普及率は0.1ポイント増加、原水良好度は0.2ポイント増加し、いずれも前年を上回る状況である。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、有効率及び水道普及率の向上並びに良好な水道水源の確保に努めるよう指導等を行っていくこととする。</p> <p>○ 引き続き、水道広域化施設・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等に対する国庫補助を行っていくこととする。</p>

(5) 大気環境保全に関する取組

<p>1 目標</p>	<p>○医療施設、社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査や、アスベストの除去を推進する。</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付ひる石等で、含有するアスベストの重量が当該製品の重量の0.1%を超える建築物の使用実態把握</p> <p>○アスベストが発見され、ばく露のおそれのある場所を有する社会福祉施設等に対して、直ちにアスベストの除去等法令に基づき適切な措置を講じるよう、都道府県等に対して指導を要請</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○平成24年3月に公表した「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査について」の結果、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する病院は、33病院で、うち日常使用する場所を有する病院はなかった。</p> <p>○社会福祉施設等については、平成26年1月に公表した吹付けアスベスト等の使用実態調査結果において、吹き付けアスベスト等を使用している施設が5,481施設、うち未措置状態の施設が1施設あった。</p> <p>○調査結果を踏まえ、未措置状態の施設に対し、アスベストの除去等適切な措置を講ずるよう指導するとともに、アスベストの有無が判明していない分析依頼中の施設や未回答施設については、早期に調査を終了するよう指導。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○日常使用する場所を有する病院については、適切な措置により全て改善されたが、日常使用しない場所を有する病院が依然として33病院存在している。</p> <p>○アスベストが判明した社会福祉施設等については、アスベストの除去等が適切に行われている。なお、分析依頼中の施設や未回答施設については、早期に調査を終了し必要な措置を講ずるよう引き続き指導が必要。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○今後も、ばく露のおそれがある場所を有する病院については、速やかにアスベストの除去等法令に基づき適切な措置を講じるとともに、措置を講じるまでの間は、立入禁止、管理上立ち入る際には防塵マスクの着用義務化等ばく露を回避するための措置を徹底するよう、引き続き都道府県に対して指導を要請していくとともに、フォローアップ調査を継続し、全ての病院からアスベストが適切に措置されるよう確認していく。</p> <p>○引き続き社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、アスベストの除去等について指導の徹底を図っていく。</p>

(6) 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

① 環境リスクの評価・管理の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質について、環境リスクの評価、管理等を推進する。 ・指標：規制物質数 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害性及びリスクの評価、管理等の実施(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)の適正な運用) ○ 既存化学物質の安全性点検の実施
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先評価化学物質の指定(169物質)等を実施し、平成26年4月1日現在で、第一種特定化学物質は28物質、第二種特定化学物質は23物質、監視化学物質は38物質、優先評価化学物質は169物質となった。 ○ 既存化学物質の安全性点検のため、新たに2物質について毒性試験を実施。 ○ 実績値 (平成26年4月1日) 第一種特定化学物質28、第二種特定化学物質23、監視化学物質(旧第一種監視化学物)38 優先評価化学物質169 (平成25年4月1日)； 第一種特定化学物質28、第二種特定化学物質23、監視化学物質(旧第一種監視化学物)38 優先評価化学物質140 (平成24年4月1日)； 第一種特定化学物質28、第二種特定化学物質23、監視化学物質(旧第一種監視化学物質)38、 優先評価化学物質95※ ※平成23年の法改正により、「第二種監視化学物質」が廃止され、優先的にリスクの評価をすべき化学物質として新たに設けられた区分。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染の防止のため、優先的に安全性評価を行う必要があると認められる化学物質について優先評価化学物質に指定する等、化審法の適正な運用が行われた。 ○ 既存化学物質のうち、毒性情報を優先して収集すべきと考えられる物質について安全性点検等を実施した。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、環境リスクの評価、管理等を推進していくこととする。 ○ ばく露が多いと考えられる既存化学物質等について、引き続き、安全性点検を実施する。

② 化学物質リスク研究事業の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 環境中化学物質のリスク研究事業を推進し、施策へ反映する。 ・指標：厚生労働科学研究における研究課題数</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 化学物質の評価手法の迅速化・高度化・標準化 ○ 化学物質の子どもへの影響評価 ○ ナノマテリアルのヒト健康影響評価手法の確立 ○ 室内空気汚染や家庭用品の安全対策</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成25年度は、厚生労働科学研究における化学物質リスク研究事業として26件の研究課題を実施した。</p> <p>○ 実績値 (平成25年度)；26件に交付(6億円) (平成24年度)；25件に交付(7億円) (平成23年度)；25件に交付(8億円)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>以下について評価できる。</p> <p>○ 日本初の多くの新規試験法を国際化するため貢献したこと。</p> <p>○ 化学物質の子どもへの影響に係る知見が集積されたこと。</p> <p>○ ナノ素材の生態影響評価手法の開発及び有害性情報が収集され、国際的にも貢献したこと。</p> <p>○ 家庭用品から放出される化学物質の生体ばく露評価を総合的に行ったこと 等。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、適切な研究課題を設定し、化学物質リスク研究事業を推進していくこととする。</p>

③ 情報収集・提供体制の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 化学物質に係る情報収集・提供体制を整備する。 ・ 指標：既存化学物質毒性データベース（JECDB）の登録状況 ・ 目標値：登録物質 350 件</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>【施策の柱】</p> <p>○ 化学物質に係る各種データベースの整備、インターネット等を通じた情報の発信等</p> <p>○ 現在、JECDB 登録物質数は 320 件であり、登録物質数を増やすべく鋭意作業を進めている。現在は、従来の html ベースの情報提供に加え、pdf ファイルによる情報提供も行っている</p> <p>○ 実績値 （平成 25 年度末）；登録物質 320 件（累計） （平成 24 年度末）；登録物質 320 件（累計） （平成 23 年度末）；登録物質 296 件（累計）</p> <p>※現在、既存の提供情報の形式を html フォーマットから pdf フォーマットに順次変更中</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 化学物質の安全性情報については厚生労働省ホームページ等で情報提供してきているところだが、市場に流通している化学物質のうち、十分な情報提供がなされているものはまだ限られている。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、化学物質に係る情報の収集を行い、JECDB への登録を行うとともに、厚生労働省ホームページ等において情報提供することとしている。</p>

④ 国際的な研究協力の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 化学物質対策に係る国際的な研究協力を推進する。 ・指標：OECD への報告件数</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ OECD (経済協力開発機構) 等の関係国際機関の活動への参画等</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成 25 年度は OECD へ 8 物質を報告し、平成 17 年度から 25 年度末における、OECD の化学物質の安全性試験結果の報告件数 (累計) は 65 物質、通算 170 物質となった。また、OECD 等の関係国際機関の活動に参画した (会議への参画、日本の方針の反映等)。</p> <p>○ 実績値 (平成 25 年度末) ; 65 物質 (累計 (平成17年度~)) (平成 24 年度末) ; 57 物質 (累計 (平成17年度~)) (平成 23 年度末) ; 43 物質 (累計 (平成17年度~))</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成 25 年度は OECD へ 8 物質を報告する等、積極的に国際的な協力を推進した。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、化学物質対策に係る国際的な研究協力を推進する。</p>

II 通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組

<p>1 目標</p>	<p>○ 環境物品を活用することにより、環境への配慮を促進する。 ・ 指標：調達率 100% (95%) を達成した品目数の割合 ・ 目標値：100%</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達を図るための方針に基づくすべての取組の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 毎年、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(厚生労働省グリーン調達推進本部決定。以下「調達方針」という。)を策定し、環境物品等の調達目標等を定めている。そして、毎会計年度終了後、環境物品等の調達の実績を取りまとめて公表するとともに、環境大臣へ通知している(平成25年度の実績は別紙のとおり。)</p> <p>環境物品等の特定調達物品(国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する際の判断基準を満たす物品)については、調達方針に基づき、エコマーク等の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。</p> <p>また、特定調達物品以外の物品等についても調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するよう努めた。</p> <p>○ 実績値 (平成25年度)；77.7% (92.0%) (別添1参照) (平成24年度)；76.4% (93.3%) (平成23年度)；69.7% (92.5%)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成25年度の調達については、平成24年度と比べて調達率100%を達成した品目数及び全調達品目数に対する調達率100%を達成した品目数の割合いずれも平成24年度の実績を上回った。</p> <p>今後についても、グリーン購入法の趣旨に鑑み、引き続き可能な限り環境物品等の調達推進に一層努めることとする。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、調達担当者に対してグリーン購入法の趣旨を徹底するとともに、原則、グリーン購入法の基準を満たすものとするよう指導等を行っていくことにより更に実績値の向上に努める。</p>

<p>1 目標</p>	<p>○ 温室効果ガスの排出を抑制し、環境への配慮を促進する。 ・新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画が策定されるまでの間は、年間温室効果ガス総排出量を平成13年度比で13.2%削減することを目標とする。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 「当面の地球温暖化対策の方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）に従い、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画が策定されるまでの間は、平成19～24年度までの政府実行計画（平成19年3月30日閣議決定）に掲げられたものと同様以上の取組を推進する。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成25年度平均実績は、平成13年度比12.1%減となり、13.2%の削減目標を達成することができなかった。</p> <p>○ 実績値（別添2参照） （平成25年度）；12.1%減 （平成24年度）；15.5%減 （平成23年度）；22.0%減 （平成22年度）；6.1%減 （平成21年度）；10.0%増 （平成20年度）；8.1%増</p> <p>○ 平成26年8月及び平成27年2月に開かれた総務課長会議において各施設のCO2排出実績を報告するとともに、今後の一層の省CO2対策への取組を要請した。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>公用車の燃料使用量や事務所の単位面積当たり電力消費量等の個別の項目では平成13年度比目標を達成しているにもかかわらず温室効果ガス総排出量が目標未達成となったことは、温室効果ガスの算定に用いる排出係数の上昇が影響しているものと考えられる。これまでの取組の成果は認められるものの、今後も空調関係施策や照明設備の制御等エネルギー消費量の減少に取り組む必要がある。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 「当面の地球温暖化対策の方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）に従い、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画が策定されるまでの間は、年間温室効果ガス総排出量を平成13年度比で13.2%削減することを目標とし、取組を継続する。</p>

<p>1 目標</p>	<p>○ 仕事と生活の調和が取れた働き方の実現を通じて、職場としての環境負荷の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標：「厚生労働省特定事業主行動計画」の年次休暇達成率(本省内部部局) ・目標値：年間 20 日の年次休暇のうち、職員 1 人当たりの年次休暇取得日数 16 日 (80%) を目指す。 <p>【施策の柱】</p> <p>○ 「厚生労働省特定事業主行動計画」に基づき、休暇計画表を配布し、休暇の取得を励行する。</p> <p>○ 「早期退庁を促進するための具体的方策について」(平成 14 年 8 月早期退庁促進のための省内検討チーム)に基づいた「一斉定時退庁日」等の推進、「休暇作戦 2per1」の促進。</p> <p>○ 「年次休暇の取得促進について」(平成 23 年 1 月大臣官房人事課長通知)に基づいた「指定休暇」・「節目休暇」の実施により年次休暇取得を働きかける。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 「休暇作戦 2per1」(※)</p> <p>各部局の年次休暇の取得実績を幹部懇談会及び総務課長会議に報告し、取得促進の働きかけを行った。</p> <p>(※) 年次休暇の取得について、毎月合計 2 日を目標とし、毎月 1 日は必ず達成すべきものとして平成 17 年 12 月から実施している取組。</p> <p>○ 「指定休暇」及び「節目休暇」の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次休暇の取得をより強力に促進するため、平成 23 年 2 月より、年次休暇の取得予定日を事前に指定する「指定休暇」と、勤続期間が満 5 年に達した以降 5 年ごとに職員が年次休暇等を組み合わせて連続する 1 週間以上の休暇等を取得する「節目休暇」を設定する取組を行っている。 ・平成 26 年からは、4 月に設定した指定休暇の見直しができるようにするなど、年次休暇の取得促進に努めている。 <p>○ このほか、次の取組などを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会待機について、極力必要最小限の人数で対応するよう努めた。 ・局内各課において消灯日を定め、職員の早期退庁を促した。 <p>○ 実績値</p> <p>(平成 25 年)；12.4 日(本省)</p> <p>(平成 24 年)；13.4 日(本省)</p> <p>(平成 23 年)；12.6 日(本省)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 休暇取得率の向上については、これまでも、休暇取得の促進について種々の取組を行ってきたところであるが、十分な成果を上げたとは言い難い状況にある。</p> <p>○ 部局長等の意識を改革し、職員の出退勤の組織管理の徹底、業務の効率化等を PDCA サイクルを通じて効果的に実施していく必要性。</p>

4 今後の方向性
(見直しの方向性)

○ 平成 27 年 1 月 27 日に提言された、省内長時間労働削減推進チーム報告書「厚生労働省働き方・休み方改革推進戦略～『休むことも仕事です。今度こそ本気です。』～」。を踏まえた働き方・休み方改革を推進予定。

平成25年度特定調達品目調達実績取りまとめ表

年間集計用

府省・機関等名称 厚生労働省

分野	品目	① 目標値	自動計算	自動計算	自動計算	自動計算	自動計算	自動計算	判断の基準を満足しない物品等を調達した場合		⑬ 備考		
			② 総調達量	③ 特定調達物品等の調達量	④ 特定調達物品等の調達率 =③/②	⑤ 目標達成率 =④/① (一部=③/①)	⑥ 調達量 ③の内数	⑦ 具体的仕様 環境への配慮の内容	⑧ 材料に紙、木質が含まれる場合で原料となる原木の合法性が証明された物品等の調達量	⑨ 調達量		⑩ 具体的仕様の主な例 ⑪ 環境への配慮の内容	⑫ 主な理由
紙類 (7)	コピー用紙	100 %	4,833,754 kg	4,828,688 kg	100 %	100 %	418,162 kg	総合評価値が82である。	1,113,486 kg	5,066 kg	白色度80%、古紙パルプ配合なし	機能・性能上の必要性	
	フォーム用紙	100 %	2,103 kg	2,103 kg	100 %	100 %	150 kg		55 kg	0 kg			
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	100 %	633 kg	633 kg	100 %	100 %	2 kg		2 kg	0 kg			
	塗工されていない印刷用紙	100 %	37,530 kg	36,916 kg	98 %	98 %	298 kg	古紙パルプ70%以上	10,371 kg	614 kg	OCR帳票作成用用紙	目的外使用を抑制し、使用	機能・性能上の必要性
	塗工されている印刷用紙	100 %	25,599 kg	24,001 kg	94 %	94 %	3,382 kg		11,306 kg	1,598 kg	カラーペーパー	FSC認証紙	業者に問い合わせたところ、適合品の取り扱いがなかったため。
	トイレトペーパー	100 %	161,119 kg	160,127 kg	99 %	99 %	18,575 kg	古紙パルプ100%	6,415 kg	992 kg			機能・性能上の必要性
	ティッシュペーパー	100 %	6,954 kg	6,018 kg	87 %	87 %	1,149 kg	古紙パルプ100%	1,112 kg	936 kg			機能・性能上の必要性
文具類 (83)	シャープペンシル	100 %	23,978 本	23,978 本	100 %	100 %	2,563 本	残芯が僅少	35 本	0 本			
	シャープペンシル替芯	100 %	15,190 個	15,190 個	100 %	100 %	1,384 個	再生容器使用	7 個	0 個			
	ボールペン	100 %	269,761 本	269,761 本	100 %	100 %	16,980 本	芯が詰替可能 カートリッジ交換式	100 本	0 本			
	マーケティングペン	100 %	233,822 本	233,803 本	100 %	100 %	12,822 本	再生プラスチックが製品全体重量の7	89 本	19 本	マッキー極太	なし	仕様を満たす適合品が無い
	鉛筆	100 %	73,076 本	73,064 本	100 %	100 %	7,525 本	端材等の再生資源である	3,922 本	12 本			機能・性能上の必要性
	スタンプ台	100 %	5,849 個	5,849 個	100 %	100 %	906 個		2 個	0 個			
	朱肉	100 %	3,536 個	3,536 個	100 %	100 %	620 個	再生プラスチック100%であり、インク	1 個	0 個			
	印章セット	100 %	267 個	267 個	100 %	100 %	0 個		3 個	0 個			
	印箱	100 %	78 個	78 個	100 %	100 %	4 個		0 個	0 個			
	公印	100 %	29 個	29 個	100 %	100 %	5 個		1 個	0 個			
	ゴム印	100 %	75,472 個	74,003 個	98 %	98 %	8,640 個	再生資源使用	1,606 個	1,469 個			入札により価格を優先したため
	回転ゴム印	100 %	4,037 個	4,026 個	100 %	100 %	539 個	再生材使用 エコマーク	1 個	11 個			入札により価格を優先したため
	定規	100 %	3,803 個	3,803 個	100 %	100 %	564 個		0 個	0 個			
	トレー	100 %	3,793 個	3,754 個	99 %	99 %	711 個		0 個	39 個	デスクトレイ		必要な機能を備えた適合品が入手できなかったため
	消しゴム	100 %	39,709 個	39,709 個	100 %	100 %	3,585 個	スリーブに再生材使用	20 個	0 個			
	ステープラー(汎用型)	100 %	3,768 個	3,755 個	100 %	100 %	1,038 個	エコマーク	0 個	13 個	中とじ用ホッチキスHD-1	なし	価格を考慮したため
	ステープラー(汎用型以外)	100 %	210 個	210 個	100 %	100 %	40 個	エコマーク	0 個	0 個			
	ステープラー針リムーバー	100 %	1,010 個	1,010 個	100 %	100 %	225 個	再生材使用	0 個	0 個			
	連射式クリップ(本体)	100 %	1,698 個	1,698 個	100 %	100 %	240 個	再生資材使用	0 個	0 個			
	事務用修正具(テープ)	100 %	14,507 個	14,397 個	99 %	99 %	2,449 個	詰替可能 再生材使用	12 個	110 個	修正テープ モノPXN	エコマーク・GPNエコ商品ネ	機能・性能上の必要性
	事務用修正具(液状)	100 %	1,087 個	1,087 個	100 %	100 %	241 個		3 個	0 個			
	クラフトテープ	100 %	8,445 個	8,445 個	100 %	100 %	1,239 個		289 個	0 個			
	粘着テープ(布粘着)	100 %	14,878 個	14,878 個	100 %	100 %	3,273 個	再生PET使用	337 個	0 個			
	両面粘着紙テープ	100 %	5,617 個	5,457 個	97 %	97 %	1,242 個	古紙パルプ40%以上	196 個	160 個			機能・性能上の必要性
	製本テープ	100 %	26,818 個	26,818 個	100 %	100 %	9,757 個	古紙パルプ配合率70%である。	336 個	0 個			
	ブックスタンド	100 %	2,453 個	2,284 個	93 %	93 %	447 個		0 個	169 個	ブックエンド型		機能・性能上の必要性
	ペンスタンド	100 %	199 個	199 個	100 %	100 %	34 個		0 個	0 個			
	クリップケース	100 %	3,718 個	3,716 個	100 %	100 %	21 個		0 個	2 個	MB-250V-BU	なし	価格を考慮したため
	はさみ	100 %	2,313 個	2,310 個	100 %	100 %	319 個	分別廃棄可能 再生資材使用	4 個	3 個			
	マグネット(玉)	100 %	7,898 個	7,817 個	99 %	99 %	937 個	再生材使用	5 個	81 個	強力カラーマグネット	なし	機能・性能上の必要性
	マグネット(バー)	100 %	7,895 個	7,885 個	100 %	100 %	3,600 個		102 個	10 個	クリアマグネットバー	なし	機能・性能上の必要性
	テープカッター	100 %	269 個	269 個	100 %	100 %	43 個		0 個	0 個			
	パンチ(手動)	100 %	839 個	837 個	100 %	100 %	171 個	製材、合板残材98%である。	0 個	2 個	軽かけ強力パンチ	なし	価格を考慮したため
	モルトケース(紙めぐり用スポンジケース)	100 %	36 個	36 個	100 %	100 %	2 個		0 個	0 個			
	紙めぐりクリーム	100 %	1,674 個	1,674 個	100 %	100 %	186 個	再生資材使用	0 個	0 個			
	鉛筆削(手動)	100 %	13 個	13 個	100 %	100 %	2 個		0 個	0 個			
	OAクリーナー(ウエットタイプ)	100 %	16,045 個	15,883 個	99 %	99 %	977 個		3 個	162 個	オフィスクリーナーOC80	特定品目の詰め替え用	仕様を満たす適合品が無い
	OAクリーナー(液タイプ)	100 %	366 個	312 個	85 %	85 %	43 個		0 個	54 個	ディスプレイ対応		仕様を満たす為
	ダストブロワー	100 %	714 個	669 個	94 %	94 %	57 個	地球温暖化係数1以下	0 個	45 個	HFO-1234ze、HFC-134a	低環境負荷ガス使用	グリーン購入法対象のものでは、著しい費用の増加となるため。
	レターケース	100 %	325 個	325 個	100 %	100 %	62 個		0 個	0 個			
	メディアケース	100 %	4,436 個	4,436 個	100 %	100 %	24 個		2,700 個	0 個			
	マウスパッド	100 %	2,246 個	2,246 個	100 %	100 %	251 個	再生材使用 エコマーク	0 個	0 個			
	OAフィルター(枠あり)	100 %	3 個	3 個	100 %	100 %	0 個		0 個	0 個			
丸刃式紙裁断機	100 %	13 台	13 台	100 %	100 %	4 台		0 台	0 台				
カッターナイフ	100 %	1,991 個	1,991 個	100 %	100 %	254 個	再生資材使用	3 個	0 個				
カッピングマット	100 %	231 個	231 個	100 %	100 %	29 個		0 個	0 個				
デスクマット	100 %	2,226 個	2,218 個	100 %	100 %	208 個		0 個	8 個	コピーレス・シングル	なし	価格を考慮したため	
OHPフィルム	100 %	79 個	79 個	100 %	100 %	4 個	再生材使用	0 個	0 個				
絵筆	100 %	36 個	36 個	100 %	100 %	0 個		0 個	0 個				
絵の具	100 %	3 個	3 個	100 %	100 %	0 個		0 個	0 個				
墨汁	100 %	0 個	0 個			0 個		0 個	0 個				
のり(液状)(補充用を含む。)	100 %	6,342 個	6,342 個	100 %	100 %	1,071 個		8 個	0 個				
のり(澱粉のり)(補充用を含む。)	100 %	45 個	45 個	100 %	100 %	0 個		0 個	0 個				
のり(固形)	100 %	36,183 個	36,183 個	100 %	100 %	5,638 個	再生プラスチック100%である。	65 個	0 個				

分野	品目	① 目標値	② 総調達量	③ 特定調達物品等の 調達量	④ 特定調達物品等の 調達率 =③/②	⑤ 目標達成率 =④/① (一部=③/①)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		判断の基準を満足しない物品等を調達した場合			⑬ 備考		
							⑥ 調達量 ③の内数	⑦ 具体的仕様 環境への配慮の内容	⑧ 材料に紙、木質が 含まれる場合で原料と なる原木の合法性が 証明された物品等の 調達量	⑨ 調達量	⑩ 具体的仕様の主な例		⑫ 主な理由	
											⑪ 環境への配慮の内容			
	のり(テープ)	100%	23,541 個	23,541 個	100%	100%	2,809 個	2 個	0 個					
	ファイル	100%	1,071,255 冊	1,071,028 冊	100%	100%	104,384 冊	古紙パルプ配合率95%である。	49,033 冊	227 冊	レポートファイル たんぽなし	価格を考慮したため		
	バインダー	100%	6,991 冊	6,991 冊	100%	100%	1,638 冊	再生材使用	0 冊	0 冊				
	ファイリング用品	100%	229,073 個	228,878 個	100%	100%	14,816 個	再生材使用	156 個	195 個	クリアポケット B5判タテなし	価格を考慮したため		
	アルバム	100%	5 個	5 個	100%	100%	0 個		0 個	0 個				
	つづりひも	100%	153,213 個	150,481 個	98%	98%	9,533 個	再生材使用	11 個	2,732 個	70cm以上	仕様を満たす為		
	カードケース	100%	15,610 枚	15,491 枚	99%	99%	2,730 枚	再生材使用	0 枚	119 枚	硬質塩化ビニール製 なし	仕様を満たす適合品を入手できなかったため		
	事務用封筒(紙製)	100%	17,874,825 枚	17,874,825 枚	100%	100%	1,881,485 枚	古紙パルプ配合率100%である。	3,107,660 枚	0 枚				
	窓付き封筒(紙製)	100%	604,862 枚	604,862 枚	100%	100%	149,550 枚		95,700 枚	0 枚				
	けい紙・起案用紙	100%	2,270 個	2,270 個	100%	100%	0 個		0 個	0 個				
	ノート	100%	17,968 冊	17,968 冊	100%	100%	2,341 冊	表紙・古紙パルプ配合率70%、中紙・	1,617 冊	0 冊				
	パンチラベル	100%	7,233 個	7,098 個	98%	98%	1,402 個	エコマーク	169 個	135 個	ビニールパッチ なし	価格を考慮したため		
	タックラベル	100%	44,100 個	43,930 個	100%	100%	1,415 個	再生紙使用 エコマーク	455 個	170 個	レーザープリンタラベル なし	価格を考慮したため		
	インデックス	100%	172,534 個	171,505 個	99%	99%	17,861 個	古紙パルプ配合率100%である。	3,474 個	1,029 個	タックインデックスC 透明 GPNエコネット	仕様を満たす適合品が無いため		
	付箋紙	100%	232,410 個	232,359 個	100%	100%	32,043 個	古紙パルプ配合率100%である。	4,129 個	51 個		機能・性能上の必要性		
	付箋フィルム	100%	51,256 個	51,256 個	100%	100%	683 個		2 個	0 個				
	黒板拭き	100%	11 個	11 個	100%	100%	0 個		0 個	0 個				
	ホワイトボード用レーザー	100%	573 個	573 個	100%	100%	67 個	再生材使用	10 個	0 個				
	額縁	100%	431 個	422 個	98%	98%	70 個		0 個	9 個		機能・性能上の必要性		
	ごみ箱	100%	539 個	539 個	100%	100%	59 個		0 個	0 個				
	リサイクルボックス	100%	177 個	177 個	100%	100%	2 個		0 個	0 個				
	缶・ボトルつぶし機(手動)	100%	0 個	0 個	%	%	0 個		0 個	0 個				
	名札(机上用)	100%	570 個	570 個	100%	100%	113 個	再生材使用	0 個	0 個				
	名札(衣服取付型・首下げ型)	100%	17,611 個	17,611 個	100%	100%	1,058 個	再生プラスチック100%である。	0 個	0 個				
	鍵かけ(フックを含む。)	100%	223 個	223 個	100%	100%	159 個		0 個	0 個				
	チョーク	100%	442 本	442 本	100%	100%	0 本		0 本	0 本				
	グラウンド用白線	100%	220 kg	220 kg	100%	100%	0 kg		0 kg	0 kg				
	梱包用バンド	100%	917 個	894 個	97%	97%	580 個		0 個	23 個	シャインテープ エコマーク	仕様を満たす適合品が無いため		
オフィス家具等(10)	いす	100%	7,134 脚	7,110 脚	100%	100%	1,134 脚	再生プラスチック100%である。	6 脚	24 脚	来所者用固定椅子 なし	機能・性能上の必要性		
	机	100%	1,379 台	1,378 台	100%	100%	263 台	再生プラスチックがプラスチック重量の	12 台	1 台				
	棚	100%	1,004 連	1,004 連	100%	100%	249 連	機能重量基準0.1を下回っている。	0 連	0 連				
	収納用什器(棚以外)	100%	1,758 台	1,752 台	100%	100%	127 台	機能重量基準0.1を下回っている。	0 台	6 台	キャビネット スチール製なし	機能・性能上の必要性		
	ローパーティション	100%	2,115 台	2,115 台	100%	100%	218 台	再生プラスチックがプラスチック重量の	0 台	0 台				
	コートハンガー	100%	16 台	15 台	94%	94%	6 台		0 台	1 台	スチール製 なし	価格を考慮したため		
	傘立て	100%	45 台	44 台	98%	98%	6 台		0 台	1 台		入手できなかった		
	掲示板	100%	211 個	207 個	98%	98%	18 個		2 個	4 個		既存品では合わず、使用するものに併せて作る必要があった		
	黒板	100%	2 個	2 個	100%	100%	0 個		0 個	0 個				
	ホワイトボード	100%	163 個	153 個	94%	94%	21 個	芯は合板の端材100%である。	0 個	10 個	脚付片面ホワイトボードなし	価格を考慮したため		
OA機器(19)	コピー機等合計	100%	395 台	395 台	100%	100%	54 台		0 台	0 台				
			126 台	126 台			23 台		0 台	0 台				
			190 台	190 台					0 台	0 台				
	コピー機		119 台	119 台			8 台	標準消費電力量は5.94kWhであり、基準15.95kWhを下回って	0 台	0 台				
			73 台	73 台			1 台		0 台	0 台				
			71 台	71 台					0 台	0 台				
	複合機		272 台	272 台			46 台	標準消費電力量は1.62kWhであり、基準9.25kWhを下回ってし	0 台	0 台				
			53 台	53 台			22 台		0 台	0 台				
			119 台	119 台					0 台	0 台				
	拡張性デジタルコ		4 台	4 台			0 台		0 台	0 台				
	ピー機		0 台	0 台			0 台		0 台	0 台				
			0 台	0 台					0 台	0 台				
	電子計算機合計	100%	3,012 台	3,010 台	100%	100%	690 台		2 台	0 台	タブレットPC	価格を考慮したため		
			276 台	276 台			107 台		0 台	0 台				
			320 台	320 台					0 台	0 台				
	サーバ型		56 台	56 台			17 台	標準消費電力量の基準以下である。	0 台	0 台				
			1 台	1 台			1 台		0 台	0 台				
			31 台	31 台					0 台	0 台				
	クライアント型		821 台	821 台			234 台	標準消費電力量の基準以下である。	0 台	0 台				
	(デスクトップパソコン)		36 台	36 台			1 台	機器機能の簡素化	0 台	0 台				
			58 台	58 台					0 台	0 台				
	クライアント型		2,089 台	2,089 台			438 台	標準消費電力量の基準以下である。	0 台	0 台				
	(ノートパソコン)		239 台	239 台			105 台	標準消費電力量の基準以下である。	0 台	0 台				
			231 台	231 台					0 台	0 台				
	クライアント型		46 台	44 台			1 台		2 台	0 台	タブレットPC	価格を考慮したため		
	(その他の電子計算機)		0 台	0 台			0 台		0 台	0 台				
			0 台	0 台					0 台	0 台				

分野	品目	① 目標値	② 総調達量	③ 特定調達物品等の 調達量	④ 特定調達物品等の 調達率 =③/②	⑤ 目標達成率 =④/① (一部=③/①)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		判断の基準を満足しない物品等を調達した場合			⑬ 備考		
							⑥ 調達量 ③の内数	⑦ 具体的仕様 環境への配慮の内容	⑧ 材料に紙、木質が 含まれる場合で原料と なる原木の合法性が 証明された物品等の 調達量	⑨ 調達量	⑩ 具体的仕様の主な例		⑫ 主な理由	
											⑪ 環境への配慮の内容			
	プリンタ等合計	100%	877台	877台	100%	100%	151台			0台				
			11台	11台			1台			0台				
	プリンタ等	プリンタ		47台	47台						0台			
				847台	847台			147台	標準消費電力量の基準以下である。		0台			
				11台	11台			1台	国際エネルギースタープログラム適合		0台			
				45台	45台						0台			
				30台	30台			4台			0台			
		プリンタ/ファクシミリ兼用機		0台	0台		0台			0台				
				2台	2台					0台				
	ファクシミリ		100%	94台	94台	100%	100%	12台	標準消費電力量の基準以下である。		0台			
				10台	10台			0台			0台			
				29台	29台						0台			
	スキャナ		100%	41台	41台	100%	100%	18台	標準消費電力量の基準以下である。		0台			
				0台	0台			0台			0台			
				0台	0台						0台			
	磁気ディスク装置		100%	161台	161台	100%	100%	60台	標準消費電力量の基準以下である。		0台			
				0台	0台			0台			0台			
				1台	1台						0台			
	ディスプレイ		100%	300台	299台	100%	100%	100台	標準消費電力量の基準以下である。		1台	タッチパネルディスプレイ	仕様を満たす為	
				1台	1台			0台			0台			
				0台	0台						0台			
	シュレッダー		100%	229台	229台	100%	100%	43台	標準消費電力量の基準以下である。		0台			
				0台	0台			0台			0台			
			2台	2台						0台				
デジタル印刷機		100%	46台	46台	100%	100%	9台			0台				
			0台	0台			0台			0台				
			0台	0台						0台				
記録用メディア	100%	20,682個	20,659個	100%	100%	1,466個	再生プラスチックがケース全体重量の	2,196個	23個	カートリッジTYPE4	なし	仕様を満たすため		
一次電池又は小形充電式電池	100%	38,205個	38,194個	100%	100%	5,620個	最小平均持続時間を上回るアルカリ電池		11個	リチウムコイン電池	なし	仕様を満たすため		
一次電池のうち災害備蓄用品として調達したもの	100%	370個	370個	100%	100%	128個			0個					
電子式卓上計算機	100%	1,376個	1,376個	100%	100%	261個			0個					
トナーカートリッジ	100%	23,792個	23,433個	98%	98%	3,606個	使用後はリサイクル 可使用済カートリッジ回収		359個	トナー単体型		プリンターの仕様の為		
インクカートリッジ	100%	22,833個	22,829個	100%	100%	3,873個	エコマーク使用後はリサイクル可		4個					
掛時計	100%	172個	166個	97%	97%	58個	再生プラスチック50%以上である。		6個	チャイム機能付 温湿度	なし	価格を考慮したため		
プロジェクタ		100%	57台	57台	100%	100%	12台	待機時消費電力が1W以下である。		0台				
			0台	0台			0台			0台				
			0台	0台						0台				
移 動 電 話 (2)	携帯電話	100%	110台	110台	100%	100%	27台			0台				
			189台	189台			10台			0台				
			161台	161台						0台				
PHS		100%	303台	303台	100%	100%	9台			0台				
			0台	0台			0台			0台				
			48台	48台						0台				
家 電 製 品 (6)	電気冷蔵庫・冷凍庫・冷凍冷蔵庫	100%	139台	139台	100%	100%	38台	標準消費電力量の基準以下である。		0台				
			0台	0台			0台			0台				
			0台	0台						0台				
	テレビジョン受信機	100%	80台	80台	100%	100%	3台			0台				
			0台	0台			0台			0台				
			0台	0台						0台				
	電気便座	100%	5台	5台	100%	100%	0台			0台				
			0台	0台			0台			0台				
			0台	0台						0台				
	電子レンジ	100%	32台	32台	100%	100%	5台	標準消費電力量の基準以下である。		0台				
			0台	0台			0台			0台				
			0台	0台						0台				
エアコンディショナー等(3)	エアコンディショナー	100%	78台	76台	97%	97%	17台	エネルギー消費効率が基準70.8lm/Wを上回っている。		2台				
			1台	1台			0台			0台				
			0台	0台						0台				
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	100%	2台	2台	100%	100%	0台			0台				
			0台	0台			0台			0台				
			0台	0台						0台				
	ストーブ	100%	52台	52台	100%	100%	14台			0台				
		1台	1台			1台			0台					
		0台	0台						0台					

分野	品目	① 目標値	② 総調達量	③ 特定調達物品等の調達量	④ 特定調達物品等の調達率 =③/②	⑤ 目標達成率 =④/① (一部=③/①)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		判断の基準を満足しない物品等を調達した場合			⑬ 備考	
							⑥ 調達量 ③の内数	⑦ 具体的仕様 環境への配慮の内容	⑧ 材料に紙、木質が含まれる場合で原料となる原木の合法性が証明された物品等の調達量	⑨ 調達量	⑩ 具体的仕様の主な例 ⑪ 環境への配慮の内容		⑫ 主な理由
車以外	用車	燃料電池自動車	0台	0台	0台	%							
		水素自動車	0台	0台	0台	%							
		クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用車)	0台	0台	4台	100%							
		乗用車(上記を除くガソリン、LPガス自動車)	100%	2台	1台	50%	50%				1台		機能・性能上の必要性
		小型バス(車両総重量3.5t以下)	100%	0台	0台	%	%				0台		
		貨物車(車両総重量3.5t以下の軽貨物車、軽量貨物車、中量貨物車)	100%	4台	3台	75%	75%				1台		機能・性能上の必要性
		重量車(車両総重量3.5t超):路線バス、一般バス	100%	0台	0台	%	%				0台		
		重量車(車両総重量3.5t超):トラック等、トラクタ	100%	0台	0台	%	%				0台		
	ETC対応車載器	#REF! 個	11個	11個	100%	#REF! %							
	カーナビゲーションシステム	#REF! 個	77個	77個	100%	#REF! %							
	乗用車用タイヤ	100%	951本	939本	99%	99%	197本	グリーン購入適合品		12本		リサイクル製品の情報が確認できなかった	
	2サイクルエンジン油	100%	94%	94%	100%	100%	0%			0%			
	消火器 (1)	消火器	100%	867本	859本	99%	99%	492本	製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがある	8本	ABC粉末蓄圧式10型	条件に見合う物が入手できなかった	
	制服・作業服 (3)	制服	100%	1,755着	1,755着	100%	100%	164着		0着			
作業服		100%	2,117着	2,097着	99%	99%	841着	エコマーク 再生PET繊維使用	20着		条件に見合う物が入手できなかった		
帽子		100%	247点	247点	100%	100%	20点		0点				
インテリア・寝装寝具 (10)	カーテン	100%	89枚	89枚	100%	100%	0枚		0枚				
	布製ブラインド	100%	4枚	2枚	50%	50%	0枚		2枚		条件に見合う物が入手できなかった		
	タフテッドカーベット	100%	0㎡	0㎡	%	%	0㎡		0㎡				
	タイルカーベット	100%	596㎡	306㎡	51%	51%	0㎡		290㎡		条件に見合う物が入手できなかった		
	織じゅうたん	100%	9㎡	0㎡	0%	0%	0㎡		9㎡		条件に見合う物が入手できなかった		
	ニードルパンチカーベット	100%	43㎡	43㎡	100%	100%	0㎡		0㎡				
	毛布(災害備蓄用を含む)	100%	1,819枚	1,790枚	98%	98%	559枚		29枚		機能・性能上の必要性		
				3枚	3枚				0枚				
				29枚	29枚				0枚				
	ふとん	100%	271枚	226枚	85%	85%	20枚		45枚		機能・性能上の必要性		
			25枚	25枚				0枚					
			35枚	35枚				0枚					
ベッドフレーム	100%	3台	3台	100%	100%	0台		0台					
			2台	2台				0台					
			0台	0台				0台					
マットレス	100%	6個	6個	100%	100%	0個		0個					
			0個	0個				0個					
			93個	93個				0個					
作業手袋 (1)	作業手袋(災害備蓄用を含む)	100%	7,309組	7,069組	97%	97%	956組	再生材使用	240組	テオックス手袋8.5"	性能・機能上の必要性		
その他繊維製品 (7)	集会用テント(災害備蓄用を含む)	100%	8台	8台	100%	100%	1台		0台				
			6台	6台			0台		0台				
			0台	0台					0台				
	ブルーシート(災害備蓄用を含む)	100%	70枚	60枚	86%	86%	17枚	再生PE使用	10枚		条件に見合う物が入手できなかった		
			0枚	0枚			0枚		0枚				
			0枚	0枚					0枚				
	防球ネット	100%	0枚	0枚	%	%	0枚		0枚				
旗	100%	72枚	63枚	88%	88%	8枚		9枚	日の丸 エクスラン	なし	価格を考慮したため		
のぼり	100%	224枚	224枚	100%	100%	0枚		0枚					
幕	100%	113枚	111枚	98%	98%	0枚		2枚	竹ぼうき		仕様を満たす為		
モップ		100%	579点	579点	100%	100%	561点	再生素材を使用していること。	0点				
			435点	435点			0点		0点				
			44点	44点					0点				

分野	品目	① 目標値	② 総調達量	③ 特定調達物品等の調達量	④ 特定調達物品等の調達率 =③/②	⑤ 目標達成率 =④/① (一部=③/①)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		⑧ 材料に紙、木質が含まれる場合で原料となる原木の合法性が証明された物品等の調達量	判断の基準を満足しない物品等を調達した場合			⑬ 備考	
							⑥ 調達量 ③の内数	⑦ 具体的仕様 環境への配慮の内容		⑨ 調達量	⑩ 具体的仕様の主な例 ⑪ 環境への配慮の内容	⑫ 主な理由		
設備	(6) 太陽光発電システム	#REF! kw	20 kw	20 kw	100 %	#REF! %	0 kw		0 kw					
	太陽熱利用システム	#REF! m ²	0 m ²	0 m ²	%	#REF! %	0 m ²		0 m ²					
	燃料電池	#REF! kw	0 kw	0 kw	%	#REF! %								
	生ゴミ処理機	食堂事業者が設置	#REF! 台	0 台	0 台	%	#REF! %							
		自ら設置	#REF! 台	0 台	0 台	%	#REF! %							
			#REF! 台	0 台	0 台	%	#REF! %							
	節水機器	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個		0 個					
日射調整フィルム	100 %	25,544 m ²	25,544 m ²	100 %	100 %	0 m ²		0 m ²						
災害備蓄用品 (15) (既存品目以外の10品目)	ペットボトル飲料水	100 %	104,911 本	103,869 本	99 %	99 %	6,734 本		1,042 本	志布志の自然水	なし	価格を考慮したため		
	アルファ化米	100 %	22,579 個	22,579 個	100 %	100 %	1,144 個		0 個					
	保存パン	100 %	1,315 個	1,315 個	100 %	100 %	0 個		0 個					
	乾パン	100 %	60,717 個	60,357 個	99 %	99 %	2,478 個	賞味期限が5年以上である	360 個	缶入りかんぱん		入手できなかった		
	缶詰	100 %	12,539 個	12,233 個	98 %	98 %	162 個		306 個	リッツ保存缶	なし	仕様を満たす適合品が無いため		
	レトルト食品等	100 %	1,760 個	1,760 個	100 %	100 %	0 個		0 個					
	栄養調整食品	100 %	18,462 個	18,462 個	100 %	100 %	5,852 個		0 個					
	フリーズドライ食品	100 %	13,220 個	13,220 個	100 %	100 %	1,320 個		0 個					
	非常用携帯燃料	100 %	42 個	42 個	100 %	100 %	42 個		0 個					
	携帯発電機	100 %	105 台	105 台	100 %	100 %	49 台		0 台					
公共工事 (67)	別途													
役務 (17)	省エネルギー診断	#REF! 件	0 件	0 件	%	#REF! %								
	印刷	100 %	3,004 件	2,991 件	100 %	100 %	165 件	再生紙を使用し、可能な限り軽量化し	60 件	13 件		性能・機能上の必要性		
	食堂	#REF! 件	1 件	1 件	100 %	#REF! %								
		#REF! 件	22 件	22 件	100 %	#REF! %								
	自動車専用タイヤ更生	#REF! 件	0 件	0 件	%	#REF! %								
	自動車整備	#REF! 件	0 件	0 件	%	#REF! %								
		部品交換を伴う整備(リユース・リビルド部品)	100 %	552 件	552 件	100 %	100 %				0 件			
			判断基準を要件として求めて発注したもの	100 %	157 件	157 件	100 %	100 %						
	エンジン洗浄	100 %	64 件	64 件	100 %	100 %								
	エンジン洗浄	100 %	20 件	20 件	100 %	100 %								
	庁舎管理	100 %	1,141 件	1,141 件	100 %	100 %	15 件	使用物品について判断基準を満たしている。		0 件				
	植栽管理	100 %	155 件	155 件	100 %	100 %	63 件			0 件				
	清掃	100 %	1,753 件	1,752 件	100 %	100 %	257 件	適切な分別		1 件		費用の増加		
	機密文書処理	100 %	108 件	108 件	100 %	100 %	16 件	完了証明書の提示		0 件				
	害虫防除	100 %	70 件	70 件	100 %	100 %	9 件			0 件				
	輸配送	100 %	315 件	313 件	99 %	99 %	168 件	グリーン経営認証取得事業者		2 件	信書の郵送	費用の増加		
	旅客輸送	100 %	4 件	4 件	100 %	100 %	0 件			0 件				
	蛍光灯機能提供業務	#REF! 件	4 件	4 件	100 %	#REF! %	0 件			0 件				
	庁舎等において営業を行う小売業務	#REF! 件	8 件	8 件	100 %	#REF! %	0 件			0 件				
	クリーニング	100 %	135 件	135 件	100 %	100 %	21 件			0 件				
飲料自動販売機設置	100 %	35 台	35 台	100 %	100 %	5 台			0 台					
	100 %	1 台	1 台	100 %	100 %	0 台			0 台					
	100 %	0 台	0 台	100 %	100 %	0 台			0 台					
引越輸送	100 %	25 件	25 件	100 %	100 %	0 件			0 件					

○ 温室効果ガス総排出量実績値

項目	単位	年度	本府省	地方支部局等	省全体
1 公用車の 燃料使用量	G J	H 1 3	3,816	32,869	36,685
		H 1 4	3,806	36,742	40,548
		H 1 5	3,051	41,686	44,738
		H 1 6	2,996	47,770	50,766
		H 1 7	2,728	48,730	51,459
		H 1 8	2,721	44,440	47,161
		H 1 9	2,806	44,141	46,948
		H 2 0	2,706	28,235	30,941
		H 2 1	2,273	21,962	24,235
		H 2 2	2,141	13,182	15,323
		H 2 3	2,125	13,820	15,945
		H 2 4	2,160	13,910	16,070
		H 2 5	2,399	13,274	15,674
		2 用紙の使用量	トン	H 1 3	1,037
H 1 4	1,171			4,889	6,059
H 1 5	1,299			4,922	6,221
H 1 6	1,201			5,010	6,211
H 1 7	720			6,522	7,242
H 1 8	1,004			5,735	6,739
H 1 9	989			7,999	8,988
H 2 0	1,339			8,424	9,762
H 2 1	908			9,472	10,380
H 2 2	480			5,762	6,242
H 2 3	466			4,655	5,121
H 2 4	401			4,910	5,311
H 2 5	444			4,316	4,761
3 事務所の単位 面積当たり 電力消費量	kW h / m ²			H 1 3	213.1
		H 1 4	171.2	121.8	124.4
		H 1 5	228.9	123.7	129.4
		H 1 6	200.1	122.7	127.6
		H 1 7	225.3	120.6	126.6
		H 1 8	178.2	122.1	125.8
		H 1 9	183.0	121.5	125.6
		H 2 0	205.6	120.5	125.7

			H 2 1	225.0	118.7	125.6
			H 2 2	280.5	123.9	136.0
			H 2 3	233.6	101.5	111.5
			H 2 4	251.4	97.4	108.8
			H 2 5	222.0	95.9	106.9
4	エネルギー 供給設備等 における 燃料使用量	G J	H 1 3	31,212	548,985	580,197
			H 1 4	95,836	539,019	634,855
			H 1 5	82,075	603,508	685,584
			H 1 6	90,732	554,008	644,741
			H 1 7	23,858	520,368	544,226
			H 1 8	22,685	423,470	446,155
			H 1 9	23,304	437,232	460,536
			H 2 0	20,620	415,541	436,161
			H 2 1	19,151	451,871	471,021
			H 2 2	14,597	448,228	462,825
			H 2 3	15,355	409,753	425,108
			H 2 4	15,530	409,623	425,154
			H 2 5	17,005	400,557	417,562
			5	単位面積 当たりの 上水使用量	m ³ /m ²	H 1 3
H 1 4	0.76	1.16				1.14
H 1 5	0.71	1.14				1.11
H 1 6	0.55	1.00				0.97
H 1 7	0.53	1.00				0.97
H 1 8	0.48	0.77				0.75
H 1 9	0.51	0.92				0.89
H 2 0	0.39	0.86				0.83
H 2 1	0.40	6.2				5.8
H 2 2	0.40	0.96				0.92
H 2 3	0.35	1.02				0.97
H 2 4	0.35	0.98				0.93
H 2 5	0.33	0.81				0.76
6	廃棄物の量	トン				H 1 3
			H 1 4	663	12,351	13,014
			H 1 5	813	10,894	11,707
			H 1 6	802	9,824	10,626
			H 1 7	755	8,630	9,386
			H 1 8	683	7,715	8,398

			H 1 9	695	8,394	9,089	
			H 2 0	637	10,735	11,372	
7	可燃ゴミ の量	トン	H 2 1	836	7,949	8,785	
			H 2 2	769	3,716	4,485	
			H 2 3	1,044	4,110	5,154	
			H 2 4	1,050	5,063	6,113	
			H 2 5	1,212	4,521	5,733	
			H 1 3	399	8,655	9,054	
			H 1 4	347	10,332	10,679	
			H 1 5	432	8,769	9,201	
			H 1 6	464	7,539	8,003	
			H 1 7	429	6,711	7,141	
			H 1 8	373	6,368	6,741	
			H 1 9	410	5,850	6,259	
			H 2 0	365	9,319	9,684	
			H 2 1	558	5,260	5,818	
			H 2 2	476	2,692	3,167	
	H 2 3	681	3,071	3,752			
	H 2 4	694	4,193	4,887			
	H 2 5	867	3,583	4,450			
		温室効果 ガスの 総排出量	トンCO ₂	H 1 3	10,111	105,962	116,114
				H 1 4	10,868	109,614	120,482
				H 1 5	12,244	115,347	127,591
				H 1 6	13,562	120,014	133,576
				H 1 7	12,140	116,907	129,047
				H 1 8	9,660	104,306	113,966
				H 1 9	7,727	105,599	113,327
	H 2 0			11,127	114,409	125,536	
	H 2 1			11,656	116,019	127,675	
	H 2 2			13,724	95,317	109,040	
	H 2 3			11,112	79,511	90,624	
	H 2 4			13,167	84,972	98,139	
	H 2 5			14,264	87,844	102,108	